

消防職員傷害保険改定のご案内

消防職員傷害保険 (傷害総合保険)

NEW!!!
新型コロナウイルス
感染症も補償対象

詳細は本チラシ 4P



拝啓 皆様方におかれましては、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、ご契約いただいております「**消防職員傷害保険**」につきまして、**新規・更新募集(令和3年1月1日始期)**より、商品改定・保険料改定いたしますので、ご案内申し上げます。このご案内では、商品改定に伴い変更が生じる項目を記載しておりますので、ご一読いただきますようお願い申し上げます。

敬具



消防職員傷害保険

補償内容・保険料が変更になります。
補償内容の変更は P.2をご確認ください。

1 傷害保険改定後の補償内容

改定事項 1 個人賠償補償特約の補償内容変更

①線路内に立ち入るなど、電車等を運行不能にすることについて、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害についても補償の対象に追加します。

*改定前は電車の破損等の第三者の身体・財物の損壊が発生しなければ、電車等の運行を不能にした場合でもお支払い対象ではありませんでしたが改定後は身体・財物の損壊に関係なく、被保険者に法律上の損害賠償が発生した場合はお支払いの対象となります。

②受託品賠償責任補償特約で補償していた受託品の損壊または盗取に起因する損害賠償責任を個人賠償責任補償特約等の基本補償として補償の対象に追加します。

(注1) 受託品の置き忘れ・紛失や、漁具の損害は補償対象外となります。

(注2) 100万円までの受託品の損害を補償します。

③ゴルフ・カート自体の損壊に関する賠償責任を補償の対象に追加します。

改定事項 2 新型コロナウイルス感染症への補償拡大

消防職員傷害保険の全てのコースに付帯されている「特定感染症危険補償特約」に、新たに「指定感染症追加補償特約(特定感染症用)」を追加保険料なしで自動セットいたします。これにより、指定感染症である新型コロナウイルス感染症が令和2年2月1日(※)に遡及して補償対象(後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金)となります。

※令和2年2月1日以降にご加入された加入者様はご加入日に遡及して補償対象となります。

2

改定後の保険料

オプション	型名	補償内容	保険金額	半年分保険料(円)		差額 (円)※
				現状	改定後	
賠償パック	FB型	個人賠償責任補償特約	3億円	500	760	260
	CB型					
	PB型					
オプション	型名	補償内容	保険金額	半年分保険料(円)		差額 (円)※
携行品パック	FK型	個人賠償責任補償特約 携行品	個人賠償 3億円 携行品 50万円 (新価払)	2,450	2,710	260
	CK型			2,020	2,280	260
	PK型			1,610	1,870	260
オプション	型名	補償内容	保険金額	半年分保険料(円)		差額 (円)※
ゴルファーパック	FG型	個人賠償責任保険 携行品 ホールインワン・アルバトロス	個人賠償 3億円 携行品 50万円 (新価払) ホールインワン・アルバトロス 変更なし	4,760	5,020	260
	CG型			4,330	4,590	260
	PG型			3,920	4,180	260

万が一の自転車搭乗中の加害事故等にも備えられます

消防職員
傷害保険

新型コロナウイルス感染症も補償対象となっています

消防職員傷害保険

消防職員傷害保険は「特定感染症危険補償特約」をセットしております。
2020年2月1日に遡及して新型コロナウイルス感染症が補償対象となっています。
補償の対象は、後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金となります。

消防職員医療保険

新型コロナウイルスによる肺炎は疾病に該当するため、
疾病を補償するプランにご加入の場合、発症時期や入院開始時期等の条件を満たせば
保険金のお支払いの対象となります。

【新型コロナウイルス感染症における「入院」の取扱】(消防職員傷害保険・消防職員医療保険共通)

感染者数の増加による医療体制が逼迫している状況を踏まえ、新型コロナウイルスに感染し、医師の指示のもと、軽症や無症状の方等がホテル等臨時施設または自宅で療養する場合は「入院」とみなして、お取扱いします。

※医師の指示が無い場合には、保険金のお支払い対象外となります。

※このチラシは概要を説明したものです。消防職員傷害保険の詳細内容については取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。



一般財団法人 全国消防協会

取扱代理店 全国消防保険サービス株式会社

0120-065-988

〒102-8119 東京都千代田区麹町1-6-2 アーバンネット麹町ビル5F

受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

引受保険会社



損害保険ジャパン株式会社
団体・公務開発部第三課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5408 FAX 03-6388-0162

受付時間 平日/午前9時から午後5時まで

